「自由民主党
支部の数　七二四六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二四六
支部の数　七二四七
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二五二
支部の数　七二四六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二五一
支部の数　七二五一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二四六
」
を
「自由民主党
支部の数　七二四七
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二四七
支部の数　七二四六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二四七
支部の数　七二四七
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二四五
支部の数　七二四六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二四六
」
に改め、

平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の四自由民主党の部(九)支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数中「七、二五二」を「七、二五一」に改める。

○総務省告示第百八十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新党きづな	支部の数	一〇	平成二十四年一月十一日	平成二十四年一月三十一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一		

新党きづな
支部の数　二
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　二
会計監査を行うべき者　氏名　飯田　圭太
住所　東京都国分寺市戸倉一―三―一二
生年月日　昭和五十七年五月三十日
選任年月日　平成二十四年二月七日

新党きづな
支部の数　一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　一
会計監査を行うべき者　氏名　新井　和夫

平成二十四年二月二日

平成二十四年二月七日

社会民主党
新党きづな
支部の数　三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三
会計監査を行うべき者　氏名　大庭　悟彰
住所　神奈川県横浜市旭区今宿一―六三―一一
生年月日　昭和十八年三月十九日
選任年月日　平成二十四年二月二十五日

新党きづな
支部の数　五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　五
支部の数　八
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　八
会計監査を行うべき者　氏名　平田　雅夫

平成二十四年二月五日

公明党
支部の数　二
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　二
支部の数　三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三

平成二十四年二月十四日

支部の数　三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三
支部の数　五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　五
支部の数　八
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　八
会計監査を行うべき者　氏名　沢野　邦三
住所　愛媛県八幡浜市松柏乙九四七
生年月日　昭和二十年六月七日
選任年月日　平成二十四年二月二十五日

新党きづな
支部の数　九
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　九

平成二十四年二月二十九日

支部の数　四三五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　四三五
支部の数　四三〇
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　四三〇

平成二十四年三月十六日